

国立大学法人東京海洋大学における新型コロナウイルス感染症に関する職員の健康情報等の取扱いについて

令和2年8月27日
新型コロナウイルス対策本部会議決定

(目的)

第1条 この取扱いは、国立大学法人東京海洋大学(以下「法人」という。)に勤務する職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)の新型コロナウイルス感染症に関する心身の状態の情報(以下「健康情報等」という。)を適正に収集及び管理し、その的確な使用に資することを目的とする。

(健康情報等の範囲)

第2条 この取扱いの対象となる健康情報等は、労働安全衛生法等において法人が直接取り扱うことについて規定されていないため、あらかじめ利用目的を公表、もしくは通知したうえで職員本人の同意を得ることが必要なものとする。

(健康情報等の取扱い)

- 第3条 前条に該当する健康情報等は、法人による就業上の措置を行うために使用する場合を除き法人には開示されない。
- 2 開示に際しては、総務部人事課の事務担当者が当該職員にその内容を説明し、適切な方法により同意を得る。
 - 3 法人は、開示された情報を就業上の措置を的確に行うことに限定して使用する。
 - 4 収集した健康情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(健康情報等の取扱者及びその権限)

- 第4条 学長は、第2条の健康情報等の取扱責任を負う。
- 2 学長は、この取扱いの運用を統括する。
 - 3 産業医、保健師、看護師及び総務部人事課の事務担当者は、健康情報等を取り扱うことができる。

(健康情報等の開示、訂正等)

第5条 職員は、本人に関する健康情報等の開示、訂正等(追加及び削除を含む。)及び使用停止等(消去及び第三者への提供の停止を含む。)について、その内容を明記した文書により、学長に申請することができる。

2 前項の申請があった場合、学長は、必要に応じて、申請理由を明記した文書及び申請理由の根拠となる書類の提出を求めることがある。

(健康情報等の第三者への提供)

第 6 条 法人は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。

(健康情報等の取扱いに関する苦情処理)

第 7 条 法人は、健康情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(職員への周知)

第 8 条 法人は、この取扱いを制定又は改正したときは、ホームページへの掲載その他の方法により、職員へ周知する。

(雑則)

第 9 条 この取扱いに定めるもののほか、健康情報等の取扱いに関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この取扱いは、令和 2 年 8 月 27 日から施行する。